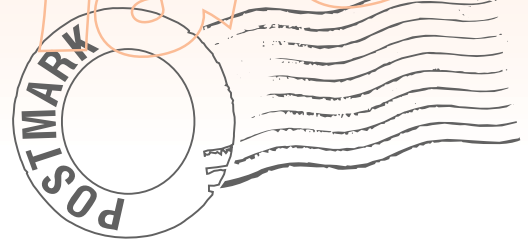


Genki Navi Navi

vol.15 11-01

2011年8月号



特集 「義援金関係の税務上の取扱い」

〒635-0074

大和高田市大字市場中町793-4

発行所 辻井賢博税理士事務所 責任者 辻井 賢博

TEL 0745-53-0505~6 FAX 0745-22-9858

E-mail office-tsuji-0@helen.ocn.ne.jp

HP <http://辻井税理士.jp>



今年、3月11日の東日本大震災の発生は、私たちのありふれた日常を覆す大きな出来事でした。地震国日本に住む以上、地震という災難から逃れることはできないけれども、被害を最小限に抑えることはできるはず。であったのに、結果は目を覆うばかり。4ヶ月たった今、まだ事態は遅々として進まず。行政は何をしてきた、何をしている。国民一人ひとりの善意として集められた義援金の処理も含めて、疑問ばかりが沸き立つ。更に、地震に続く原子力発電所の事故は、絶対的安全神話を覆し、惨憺たる現実を私たちに見せつけています。電力会社、

原子力委員会、原子力安全・保安院などの拙劣にして刹那的なその場限りの対応に、もう一度、行政は何をしてきた、何をしていると思わざるを得ない。

閑話休題。「なでしこジャパン」が2011・FIFA女子ワールドカップ・ドイツ大会で優勝候補のアメリカを押し、「優勝」という快挙を成し遂げました。なでしこジャパンの歴史は、華やかな男子とは比べものにならないほど、資金面では苦難の連続であつたらしい。それ故にこそ、この快挙はなおさらに光り輝くものとなり、人々の感動を生み、ニュースやテレビで何度も取り上げられ、ひいては、被災地にあるたくさんの方々に対する「前進する勇気」を鼓舞するものとなっている。この19日、チームは首相官邸を訪問し、菅さんは最大限の賞賛を。国民栄誉賞の受賞も決まったことだし、この贈呈を最後の花道に、早くやめたらどうじゃという声もちらりほろり。

今年はこの地震もあってか、国会の税制改正審議も止まったまま、切羽詰って3ヶ月のつなぎ法案を通過させ、社会の混乱を回避、元々の法案の国会通過が危ういと見るや、原法案を分割して「現下の厳しい経済状況……」なんたらという長ったらしい名前の法案を通過させたものの、「本丸」の税制改正項目は棚上げ状況。日本経済のピンチというこの時期、なんとかお金のまわりを良くする施策が望まれる。議員先生方には、足の引っ張り合いばかりせず、こんなときこそ、一致団結して、日本の国の再生のため、頑張ってもらわねば。リーマン以来の不況風、GENKIもさすがに萎えつつも、GENKI NAVI NAVI他力本願ではないけれど、念仏唱えて…今回は義援金特集と銘打って、ご案内をいたします。どうかよろしく、ご一読ください。

特集!! 義援金関係の税務上の取扱い

Genki Navi Navi

この度の東日本大震災の発生により被災された方を支援するため、義援金や寄附金を支払った方、または今後支払おうと予定されている方も多いことと思います。

これらのうち一定の義援金につきましては、確定申告をすることにより寄附金控除の適用を受けることができますが、対象になっていない募金も数多くあります。

義援金による寄附金控除を考えられている方は、下記の対象となる義援金を参考に、今一度振込先等をご確認の上、確定申告の際に必要な書類等を入手し、来年の確定申告まで大切に保管して下さい。なお寄附金控除につきましては、勤務先などで実施される年末調整では行われませんので、必ず確定申告が必要となります。

【1】義援金の取扱い

①義援金の税務上の取扱い

法人	その義援金が「国又は地方公共団体（国等）に対する寄附金」「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。
個人	平成23年中に支払った義援金の合計額－2千円＝寄附金控除 ※所得金額の40%相当額が限度です。

②対象となる義援金

①	国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金（県の災害対策本部・義援金分配委員会）
②	日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座に支払った義援金
③	新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金で、最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
④	中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」口座に支払った義援金
⑤	①から④以外のうち、寄附した義援金が募金団体を通じて最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

※個人・法人とも同様の取扱いになっております。

③保存書類・確定申告時の添付書類

①	災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
②	日本赤十字社、中央共同募金会が発行する受領証又は募金団体の預り証
③	義援金の受付専用口座が設けられている場合には、郵便振替で支払った場合の半券（受領証）又は銀行振込で支払った場合の振込票の控え
④	③について、その振込先が日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座及び中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」口座でない場合には、③の書類に加え、ホームページなどの写しで義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることがわかる資料（募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体が記載されている箇所）
⑤	募金団体の口座に振り込んだ場合には、その募金団体から発行される国又は地方公共団体に拠出することを明記した預り証

※個人・法人とも同様の取扱いになっております。

【2】法人が拠出する見舞金等に関する税務上の取扱い

①取引先にする災害見舞金等

法人が、被災された取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金（取引先の被災の程度、取引先との取引の状況等を勘案した相応の金額）は、交際費等に該当せず損金に算入されます。

②法人が自社製品を被災者に提供した場合

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金に算入されます。

※詳しくは各担当者までお問い合わせ下さい。



ミニコラム

「懐石料理と会席料理は、どっち違う?」

どちらも「カイセキ料理」だが、その内容はかなり違う。

「懐石料理」は、茶席でお茶をたてる前に出る料理のこと。

語源は、修行中の禅僧が、空腹をしのぐために温めた石を懐に入れたという故事にあり、けっして豪華な食事ではない。そして、作法に厳しい。

一方の「会席料理」は、ひと言でいえば宴会料理。

江戸時代の料理屋が、懐石料理と大名料理を組み合わせて創作したといわれる。

酒を飲むための料理であり、うるさい作法はない。和風旅館における、品数の多いコース料理がその典型である。

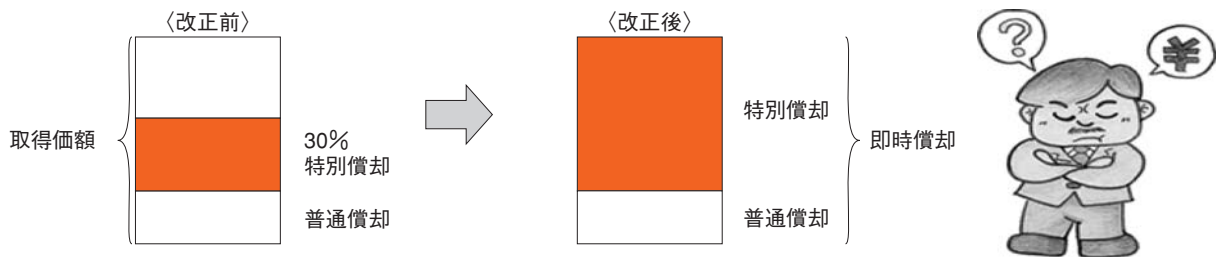
（雑学の缶づめより）

エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の導入

従来から、エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合には、普通償却に加えて特別償却が認められておりましたが、省エネルギー、新エネルギー設備等の投資を加速させるため、取得価額の全額を償却できることとされ、平成24年3月31日まで延長されました。

[対象設備等の具体例]

- ・太陽光発電設備
- ・電気自動車
- ・高熱断窓設備
- などで財務大臣が指定するもの



※対象設備を新品で取得した場合にのみ即時償却制度の適用が受けられ、リース契約による場合には適用されません。（リース契約による場合においても、一定のものについては、税額控除制度の規定は適用されます。） 中小の場合、税額控除と特別償却の選択が可能です。

雇用促進税制・所得税の税額控除制度の導入

1. 雇用促進税制

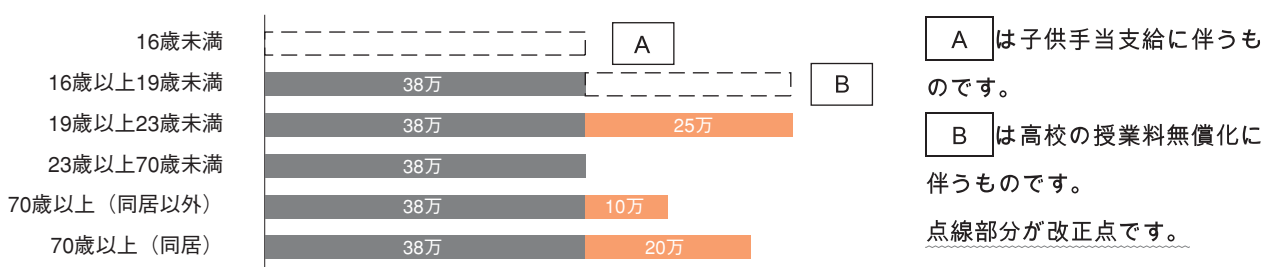
青色申告書を提出する法人で公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行ったものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上（中小企業等は、2人以上）増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置を講じます。ただし、当期の法人税額の10%（中小企業等は、20%）を限度とします。

2. 所得税の税額控除制度の導入

個人が、各年において支出した認定NPO法人及び公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人（現行の寄付金控除の対象となっている法人に限ります。）に対する寄付金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄付金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除できます。（平成23年分以後の所得税から適用）

扶養控除関係の改正（注意点）

平成22年分まで、扶養親族を有する納税者は、一律に「扶養控除」の適用を受けることができていました。しかし、平成22年度税制改正により、次のとおり改正され、平成23年分から適用になっています。



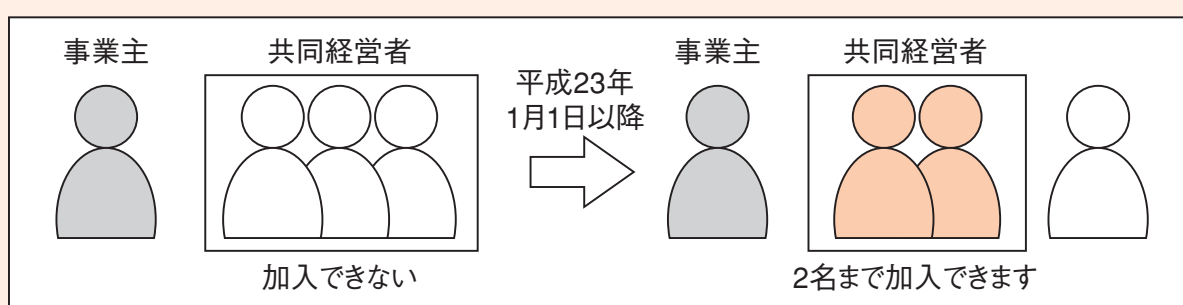
解体新書（小規模企業共済の加入範囲の拡大！）

小規模企業共済制度の加入者範囲に、個人事業主本人だけでなく、その妻や子なども加えとした新制度が平成23年1月1日からスタートしました。

加入申込みの際には、妻や子などが「共同経営者」であることを証する書類などを提出する必要がありますが、この点については、①連帯保証契約書や経営に関する議事録などがなくても加入可能であり、②妻や子などが「事業専従者控除」の適用を受けている場合にも加入可能である点が明らかになりました。

：共同経営者とは

個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます。ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。



小規模企業共済のメリット

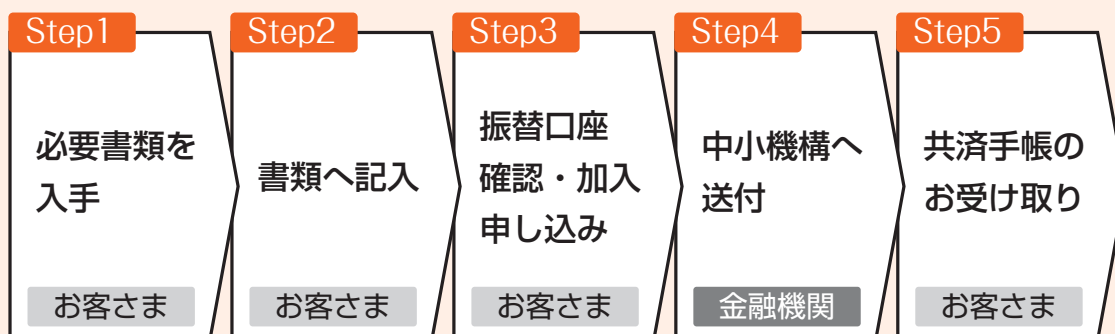
共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

掛金は毎月1,000円～70,000円全額所得控除になります。

廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。受け取りは、一括・分割・併用のいずれかを選べます。

小規模企業共済加入手続きの流れ

小規模企業共済



注) 小規模企業共済と中小企業退職金共済(中退共)の重複加入はできません。詳しい内容等は独立行政法人 中小企業基盤整備機構にお問い合わせ下さい。

株式会社馬場酸素

〔会社沿革〕

大正14年、住吉区にて馬場酸素商会創業
昭和37年、分離独立し、福島区に馬場酸素商会を設立
平成8年、法人化「株式会社馬場酸素」設立

〔事業内容〕

医療ガス及び関連機器の販売、人工呼吸器・在宅医療機器のレンタル及び販売、医療ガス配管設備の設計・施工・メンテナンスなど

今回は馬場俊和社長にお話をお聞きしました。



本社

Q：会社の業務は医療ガスに関して多岐にわたっていますね？

社長：元々はガス販売中心でしたが、現在では病院の医療ガス設備に関しても窓口となり、協力業者と連携して設計、施工を行っており、メンテナンスに関しては当社で行っております。また、病院からの要望もあり、7年くらい前から人工呼吸器などのレンタル業務を開始しています。医療ガスに関連することは、当社に依頼いただければ、全てフォローできますという体制を作っております。

Q：レンタル業務のニーズが高まっているようですね？

社長：はい。たとえば冬は呼吸器疾患の患者さんが増え、春先から秋にかけては患者さんの状態が安定します。すると病院の機器の稼働率に影響が出て、余ってくる機器が生じてしまいます。そこで、必要な時に必要なだけレンタルしていただくことにより無駄を無くすことができますので、ご利用いただける病院も多くなっています。

Q：他社とはここが違うという所はありますか？

社長：販売やレンタルした在宅医療機器の管理、メンテナンスは、機器メーカーに任せることなく、全て当社が直接責任を持って行っております。ですから、患者さんの元で機器がどういう状況にあるのか把握できますので、医師や機器メーカーとスムーズに連携をとることができます。奈良県では、そこまでされている他社さんはかなり少ないと思いますよ。

Q：24時間体制で待機しているとか？

社長：いつ何があるかわかりませんから、夜も宿直を置いています。それ以外の外回りの社員にも、どういう状況であってもすぐに連絡が取れる体制を整えています。医師の先生もそうでしょうが、我々も医療に携わる者として常に緊急時に備えております。



在宅医療機器
(酸素濃縮器)

Q：社員教育について何かされていますか？

社長：技術者は社内で育成しています。メーカーに研修に行かせたり、社内でも定期的に勉強会をしています。特に安全面の管理については、専任スタッフを置いて勉強させています。また最近ではMGR（医療ガス情報担当者）という資格取得にも取り組んでいます。それはガスに関する知識にとどまらず、関係法令や医学的な知識も広く求められるものです。当社の基本理念として「人をつくり人につくす」という言葉を掲げています。会社の成長は社員の成長なくしては成さないと考えております。社員が立派な人間に成長し、人の役に立つことが私の望みです。

Q：最後にひとことおねがいします。

社長：我々は医療人として、医師の先生方や看護師さんなど医療の現場にいる方々を支える役目であり、その中で医療に深くかかわって、少しでもさまざまな人の助けになればと考えております。

株式会社馬場酸素

本社：〒553-0002
大阪市福島区鷺洲4丁目6-26
TEL 06-6451-5552
FAX 06-6451-3115

医療現場の裏方さんとして、たくさんの病院に必要な医療関連機器を必要に応じて提供なさっています。

スポットライトの当たりにくい裏方さんですが、地道にコツコツ、これからも取り組んでください。

(税理士 辻井 賢博)



これが、インドでは銀行の大切な収入源になっている。
だから、インド担当の輸出係は大変な思いをしているそうなの。
め。
これは修正手数料を取るために、わざわざ時間をかけて問題を探すため。
「その程度の間違い、いいじゃないか」のレベルでも付き返される。
他の国では、受け付けてくれる
「この程度の間違い、いいじゃないか」のレベルでも付き返される。
これは修正手数料を取るために、わざわざ時間をかけて問題を探すため。

書類に厳しい
日本人もびっくり

ミニコラム



私たちの業務のご紹介

私ども税理士事務所は、税務、会計に関する業務を中核に、お客様の日常的に発生する諸問題をお客様と一緒に受け止め、悩み、考え、解決する集団です

お客様の健全な継続と発展のために、コンプライアンスを掲げ、危機管理にも配慮しつつお客様の事業努力の成果としての適正な決算・申告等のお手伝いをします

お客様の事業継承及び財産継承のお手伝いをいたします

(業務内容)

1. 個人の方、法人の方の所得税や法人税の申告相談、決算報告書の作成、各種確定申告書の作成などをいたします
2. 相続税や贈与税の申告相談などをいたします
3. スムーズな事業継承や財産継承のための事前の対策のお手伝いをいたします
4. 危機管理の一環としての保険指導をいたします



私ども税理士事務所では、特に営業というセクションは設けておりません

わたくしどもは、職員の一人ひとりが自分の仕事を確実に誠意をもって実践することが、信用であり、営業であると信じております
ご信頼をいただくことのできたお客様からの新たな関与先のご紹介こそがわたくしどもの営業であり、わたくしどもの誇りであると考えます

お客様からのご紹介、歓迎いたしております

辻井税理士事務所は、地域にあって、お客様の視点で、お客様と共に、グローバルな観点から、お客様をしっかりとお支えする税理士事務所です

平成23年度改正税法説明会のご案内

来る平成23年9月7日（水）、午後2時00分より大和高田経済会館にて、平成23年度改正税法説明会及び助成金活用セミナーを開催いたします。

参加人員は問いません。参加費も無料です。詳しくは別紙をご参照下さい。



事務所からのお願い

所得税・消費税の確定申告時期は、贈与税の確定申告も行われることとなっております。この時期は、私ども税理士事務所は、一年で最も忙しい時期を迎えます。そのため、自社株式の評価額計算及び不動産の評価額計算につきましては、財産の事前評価依頼書により申し込みをしていただくこととなっております。誠に勝手ながら申込依頼書の締切日は毎年11月30日とさせていただきます。

お早めの御連絡をお待ちしております。